愛　媛　県

新　旧

定年退職　（企画情報部長）　長谷川　寿
同　同　（県民環境部長）　長野　侯二
同　同　（農林水産部長）　上甲　啓二
同　同　（会計管理者）　太田　範夫
同　同　（監査事務局長）　境石　高久

（以上三月三十一日）

企画情報部長　職員　横田　潔
県民環境部長　同　上甲　俊史
経済労働部長　同　東倉　勝利
農林水産部長　（経済労働部長）　佐伯　満孝
会計管理者　職員　岡本　靖
監査事務局長　同　篠崎　泰男
労働委員会事務局長　同　伊藤　優

（以上四月一日）

鹿　児　島　県

○副議長選挙

中村眞副議長は、三月二十八日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　柴立　鉄彦

官庁報告

国家試験

気象予報士試験の実施

気象業務法（昭和27年法律第165号）第24条の２の規定に基づき実施する第34回気象予報士試験を次のとおり公告します。

なお、この試験の実施に関する事務は、気象業務法第24条の５第１項の規定により指定を受けた財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という）に行わせます。

平成 22 年５月 21 日

気象庁長官　櫻井　邦雄

1　試験期日　平成22年８月29日（日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　予報業務に関する一般知識（大気の構造、大気の熱力学、降水過程、大気における放射、大気の力学、気象現象、気候の変動、気象業務法その他の気象業務に関する法規）、予報業務に関する専門知識（観測の成果の利用、数値予報、短期・中期予報、長期予報、局地予報、短時間予報、気象災害、予想の精度の評価、気象の予想の応用）、気象概況及びその変動の把握、局地的な気象の予想、台風等緊急時における対応

4　受験資格　受験資格の制限はありません。

5　受験手続

⑴　受験に関する書類

ア　受験申請書　気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第16条第２項の規定により支援センターが定める受験申請書に所定の事項を記入して提出して下さい。受験申請書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない方は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用して下さい。

イ　写真　申請前６月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した上三分身の縦５センチメートル、横4.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載し、支援センターにおいて交付する受験者整理票に貼り付けた上、同整理票に所定の事項を記入して、受験申請書とともに提出して下さい。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成22年６月21日（月）から７月９日（金）までに支援センターに提出して下さい。

イ　受験に関する書類の提出は、直接持参又は郵送（特定記録郵便）によるものとします。

ウ　直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日を除く。）午前10時から午後４時までです。

エ　郵送による場合は、アの期間の消印のあるものに限り受け付けます。

オ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めません。

⑶　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円です。支援センターの指定する銀行口座に振り込んで下さい。

イ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しません。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年８月９日（月）から８月13日（金）の間に投函し郵送により交付します。

6　合格者の発表及び試験結果の通知　試験の合格者の氏名を平成22年10月８日（金）に気象庁、試験地に所在する管区気象台及び沖縄気象台並びに支援センターに掲示して発表するとともに、合格者に郵送（配達日指定郵便）により合格証明書を交付します。また、不合格者及び一部科目の合格者には、同日、郵送（配達日指定郵便）により試験結果通知書を交付します。

7　試験に関する照会先　財団法人気象業務支援センター　郵便番号101―0054　東京都千代田区神田錦町３―17東ネンビル　電話番号03―5281―0440

平成 22 年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、平成22年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、財団法人日本環境整備教育センターが行う。

平成 22 年５月 21 日　環境大臣　小沢　鋭仁

1　試験期日　平成22年10月24日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　浄化槽概論
⑵　浄化槽行政
⑶　浄化槽の構造及び機能
⑷　浄化槽工事概論
⑸　浄化槽の点検、調整及び修理
⑹　水質管理
⑺　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。

ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第６号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）

イ　写真（申請前６月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦６センチメートル、横４センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、80円切手を貼付すること。）

⑵　受験申請書等の受付期間及び提出場所

ア　受験申請書等は、平成22年７月１日（木曜日）から同月30日（金曜日）までに、財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130―0024 東京都墨田区菊川２―23―３、電話番号　03（3635）4880）に提出すること。

イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までとする。

ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成22年７月30日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ　受験申請書等を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は20,200円とし、財団法人日本環境整備教育センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。

なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後２月以内に、合格者の受験番号を官報並びに財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には不合格の旨を通知する。

7　その他　受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。